

東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例第3章
の規定に基づく証明書、様式、手続等を定める規則

制定 平成9年6月17日 規則第104号

改正 平成14年3月29日 規則第69号

(立入り、検査及び質問の要求における身分証明書)

第1条 東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例(平成9年東京都条例第68号。以下「条例」という。)第21条第4項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記第1号様式とする。

(勧告書等の様式)

第2条 条例第22条後段に規定する様式は、勧告を行う場合にあっては別記第2号様式、是正を求める場合にあっては別記第3号様式とする。

(除却広告物の保管、返還及び廃棄の手続)

第3条 知事は、条例第23条第2項の規定により除却したはり札又は立看板(以下「除却広告物」という。)の保管、返還及び廃棄に当たっては、管理をする者(以下「管理者」という。)を定めるものとする。

2 知事は、除却広告物の保管、返還及び廃棄の手続のうち、次に掲げる事項を条例第23条第1項の規定による公示において明示するものとする。

- 一 管理者
- 二 保管場所
- 三 返還請求先
- 四 返還請求期限
- 五 廃棄予定日
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 知事は、除却後速やかに、保管している除却広告物について、次に掲げる事項を東京都庁の掲示板に掲示するものとする。

- 一 除却広告物に表示されている名称
- 二 除却広告物の種類及び数量
- 三 除却した日及び地域
- 四 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

4 除却広告物の返還の請求は、除却広告物返還請求書(別記第4号様式)によるものとする。この場合において、除却広告物返還請求書には除却広告物について権原を有することを示す書類を添付しなければならない。

5 前項の請求があった場合において、知事は、日時及び場所を指定して当該除却広告物を返還するものとする。

6 知事は、保管している除却広告物について、第3項の規定による掲示後7日以内に権原を有する者から返還の請求がない場合においては、これを廃棄することができる。

(違反広告物の除却における身分証明書)

第4条 条例第23条第7項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記第5号様式とする。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則(平成14年規則第69号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第1条関係)

表

第 号		
身分証明書		
	写真	所属 職名 氏名 生年月日
上記の者は、東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例第21条第2項の規定により、立入り、検査又は質問を要求する権限を有する者であることを証明します。		
年 月 日		東京都知事 印
(有効期間1年)		

裏

東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例(抜粋) (環境改善活動等に伴う報告、立入り等) 第21条 知事は、前条の活動を行うに当たり、その活動に必要な限度において、デートクラブ営業者及び利用カード販売業者に対し、その業務に関して報告又は資料の提出を求めることができる。 2 関係公務員は、前条の活動を行うに当たり、その活動に必要な限度において、営業時間中に、デートクラブ営業及び利用カード販売業に係る営業所又は事務所に対する立入り、従業員名簿、書類その他の物件の検査又は関係者に対する質問を要求することができる。 3 前項に規定する関係公務員は、知事の事務部局に勤務する職員で知事の指定したものとする。 4 第2項の場合において、当該関係公務員は、東京都規則で定める身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 5及び6 略
--

大きさ 縦6.5センチメートル
横9.0センチメートル

第2号様式(第2条関係)

あて		第	号
		年	月 日
		東京都知事	印
勧告書			
東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例第22条の規定により、下記のとおり勧告します。			
記			
	項目		
	勧告内容		
	理由		

(日本工業規格A列4番)

第3号様式(第2条関係)

あて		第	号
		年	月
		東京都知事	印
是正要求書			
東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例第22条の規定により、下記のとおり是正を求めます。			
記			
	項目		
	是正内容		
	理由		

(日本工業規格A列4番)

第4号様式(第3条関係)

除却広告物返還請求書					
年 月 日					
東京都知事 殿					
請求者 住所 氏名又は名称 印 (法人にあつては、さらに代表者の氏名) 営業所等の名称					
東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例第23条第2項の規定により除却された					
はり札 立看板	について、下記のとおり返還を請求します。				
記					
	広告物の種類	特徴	数量	場所	

(日本工業規格A列4番)

第5号様式(第4条関係)

表

第 号		
身分証明書		
	写真	所属 職名 氏名 生年月日
<p>上記の者は、東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例第23条第2項の規定により、違反広告物を除却する権限を有する者であることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">東京都知事 印</p> <p>(有効期間1年)</p>		

裏

	東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例(抜粋)	
<p>(環境改善活動における措置)</p> <p>第23条 知事は、第20条第1項に規定する環境改善活動を行う場合には、あらかじめ時期及び地域を公示するものとする。</p> <p>2 知事は、第20条第1項に規定する環境改善活動において、第9条第1項又は第15条の3第1項の規定に違反して表示された広告物を発見した場合は、その広告物がはり紙、はり札又は立看板であるときは、デートクラブ営業及び利用カード販売業に係る環境が青少年の健全な育成を阻害することを防止するため、当該違反に係るはり紙、はり札又は立看板を関係公務員に除却させることができる。</p> <p>3から5まで 略</p> <p>6 第2項に規定する関係公務員は、知事の事務部局に勤務する職員で知事の指定したものとする。</p> <p>7 第2項の場合において、当該関係公務員は、東京都規則で定める身分を示す証明書を携帯し、必要があるときは提示しなければならない。</p> <p>8 略</p>		

大きさ 縦6.5センチメートル
横9.0センチメートル